

郡山市ふれあい科学館名誉館長設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、科学に関する知識と教養の向上を図り、文化の発展に寄与することを目的とする郡山市ふれあい科学館（以下「科学館」という。）の運営に関して、専門的見地から助言、協力等をしていただくために設置する「郡山市ふれあい科学館名誉館長」（以下「名誉館長」という。）について必要な事項を定める。

(委嘱)

第2条 市長は、科学について豊かな経験及び知識を有し、科学館の運営に関する助言、協力等をしていただくのにふさわしい者を名誉館長として委嘱する。

(任期)

第3条 名誉館長の任期は、委嘱の日から終身とする。

(名誉館長の活動)

第4条 市長は、名誉館長には、次の活動を依頼する。

- (1) 科学館の運営に関する助言、協力等。
- (2) 市又は科学館が実施する行事、式典等への出席。

(解職)

第5条 市長は、名誉館長が次の各号のいずれかに該当するときは、名誉館長を解職できるものとする。

- (1) 活動の遂行に支障があると認められたとき。
- (2) 名誉館長として、本市のイメージを損なう行為があったとき。
- (3) 名誉館長本人から辞任の申出があったとき。

(報酬)

第6条 名誉館長の報酬は、年額20万円とし、支払いは年度2回とする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。